

二割ノ償上ヲ以テシテハ到底經營不可能ニ付之ヲ次ノ通リ
變更スヘキ旨申出タリ

(1) 二割ヲ一割トスルコト

(2) 月收五十圓ニ達スル様仕事ヲ出ス

(3) 金一封トシテ百圓也ヲ支給ス

(4) 一ヶ月皆勤者ニ一圓ノ皆勤賞ヲ與フ

(二)

右ノ申出對シテ從業員側ハ嚴ニ實施ノニ割ノ償上ヲ以テス

ルモ尚月收五十圓ニ滿タサル現状ナルニ更ニ一割減給セラ

ルハ場合ハ坐落不可成ナリトシテ之ヲ拒否直々ニ目黒區高

木町一五〇九從業員篠崎一郎方ヲ牽藤田本部ト定メテ翌二

十四日ヨリ全員罷業ニ入りタリ

(三)

事情右ノ通りニシテ双方ノ態度極メテ強硬ナリシガ四月二

十八日所轄目黒警察署ノ調停斡旋ノ結果

(1) 事業主ハ從來ノ請負制度ヲ廢シ原則トシテ日給制度ヲ
採用スルコト

(2) 日給額ハ事業主ニ於テ定ムヘキモ平均一圓八十錢以下
ヲ支給セサルコト

(3) 工場規程並解雇規定ヲ定ムルコト

ヲ中心トシテ妥協成リ即日別記ノ如キ覚書ヲ交換圓滿解決
セリ

右及申(通)報俟也